

令和7年度 熊谷市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻により本市に転入し、又は市内で転居した低所得者の世帯が新生活を始めるための費用を支援し、もって地域における少子化対策の推進及び定住促進に資することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 次のアからウまでのいずれかに該当する世帯をいう。

ア 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された日において夫婦のいずれもが39歳以下である世帯

イ 令和6年度熊谷市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和6年3月29日決裁。以下「前年度要綱」という。）による補助金の交付決定を受けた世帯であって、その交付額が前年度要綱第5条に定められた補助上限額に達しなかった世帯

ウ 前年度要綱による資格認定を受けた世帯

(2) 住居費 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用であって、次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものをいう。

ア 婚姻に伴う住宅取得費用

(ア) 補助金を申請する日（以下、「申請日」という。）において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が取得した住宅の住所となっていること。

(イ) 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認できること。

(ウ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下、「補助対象期間」という。）に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。

(エ) 婚姻日（婚姻届を提出し受理された日をいう。以下同じ。）より前に取得した住宅にあつては、婚姻を機として取得した住宅であつて、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。

イ 婚姻に伴う住宅リフォーム費用

(ア) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、リフォームした住宅の住所となっていること。

(イ) 工事請負契約書又は請書により契約内容を確認できること。

(ウ) 補助対象期間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。

(エ) 婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(オ) 婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用については、対象としない。

ウ 婚姻に伴う住宅賃借費用

(ア) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、賃借した住宅の住所となっていること。

(イ) 賃貸借契約書により契約内容を確認できること。

(ウ) 補助対象期間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。

(エ) 婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(オ) 婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。

(3) 引越費用 婚姻に伴う引越費用であって、下記の要件を満たすもの。

ア 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所となっていること。

イ 補助対象期間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。

ウ 婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。

エ 婚姻を機に引っ越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払いに関する実費であること。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象新婚世帯」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。ただし、前条第1号イ及

びウに該当する世帯においては、第2号、第5号及び第8号を省略することができる。

- (1) 申請日において、夫婦の双方が同日から2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を有していること。
- (2) 申請日の属する年度の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が5,000,000円未満であること。ただし、申請日において貸与型奨学金（地方公共団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を行っている場合の所得の額は、所得の合計額から当該所得の額の算定の基礎となる期間に返済した貸与型奨学金の額の合計額に相当する額を控除した額とする。
- (3) 夫婦の双方に市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方又は一方が、過去に結婚新生活支援事業その他これに類する補助（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 夫婦の双方又は一方が、本市で実施している熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 夫婦の双方又は一方が外国籍である場合にあっては、当該夫婦の双方又は一方が申請日の時点で取得時から2年以上の期間の在留資格を現に所持し、本市に2年を超える期間の居住する意思と在留資格の更新の見込があること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、1世帯当たり300,000円（第2条第1号イに該当する世帯にあっては、300,000円からその受給額を差し引いて得た額）を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が勤務先より住宅手当が支給されているときは、同項の合計額から補助対象期間に支給された住

宅手当の合計額に相当する額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象新婚世帯に属する夫婦のうちいずれかの者は、熊谷市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類又はその写しを添えて、補助対象期間の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該書類に係る事実がない場合にあつては第3号から第9号までに掲げる書類の添付を、第2条第1号イ及びウに該当する世帯にあつては第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書(本籍地が熊谷市でない者に限る。)
- (2) 申請日の属する年度の夫婦双方の所得証明書(令和7年1月1日に本市に住民登録を有していない者に限る。)
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
- (4) 住宅の売買契約書及び領収書その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類
- (5) 住宅の賃貸借契約書及び賃料、共益費、仲介手数料に係る領収書その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類
- (6) 住宅リフォームの契約書及び住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類
- (7) 住宅手当等の支給の有無が確認できる書類(様式第2号又は給与明細書等)
- (8) 引越費用に係る領収書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同項に規定する期間に1回を限度とする。

3 市長は、第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、熊谷市結婚新生活支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により同項に規定する者に通知するものとする。

4 前項の規定により補助の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対する補助金の交付決定額が第5条に規定する上限の額に満たなかったときは、市長は、当該補助決定者に対し当該交付決定のあつた日の属する年度の翌年度に限り引き続き補助金を交付することができる。この場合において、当該翌年度の補助金の額は、上限額から前年度の交付決定額を差し引いて得た額を上限とする。

5 第2条第1号ウに該当する世帯には前項の規定は適用しない。

(翌年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定)

第7条 補助対象新婚世帯(第2条第1号アに該当するものに限る。)の夫婦のうちいずれもが、やむを得ない事由により、翌年度に補助金の交付を受けようとするときは、熊谷市結婚新生活支援事業資格認定申請書(様式第4号)に前条第1号から第3号に掲げる書類を添えて補助対象期間の末日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、やむを得ない事由があると認めるときは熊谷市結婚新生活支援事業資格認定通知書(様式第5号)により同項に規定する者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 交付決定者は、その申請した内容について変更が生じたときは、速やかに熊谷市新生活支援補助金変更交付申請書(様式第6号)に、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、熊谷市新生活支援補助金変更承認決定通知書(様式第7号)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、熊谷市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市結婚新生活補助金交付決定取消等通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の全部又は一部を返還させるべきものと認められるときは、熊谷市結婚新生活支援補助金返還請求書(様式第10号)により交付決定者に補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 交付決定者は、前項の請求書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等の求め)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（次項において「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年3月24日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに第6条第1項本文の規定による申請をした者に係る同条第2項から第10条までの規定は、同日後もなお効力を有する。